

広島県告示第五百六号

生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号）（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律〔平成六年法律第三十号〕第十四条第四項においてその例によるものとされる場合を含む。以下同じ。）第四十九条の規定によって、生活保護法による医療を担当する機関として、次のものを指定した。

平成二十三年五月二十三日

広島県知事 湯 崎 英 彦

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
三原薬剤師会センター薬局	三原市宮浦一丁目二〇番三六号	平成三年四月一日
三原薬剤師会センター薬局日赤前店	三原市東町二丁目八番二号	平成三年四月一日
今倉医院	尾道市瀬戸田町中野四一四番地一	平成三年四月一日
医療法人社団みのり会北川クリニック	府中市元町四三番地一	平成三年四月一日
こさこ皮ふ科クリニック	三次市十日市東四丁目一番三〇号	平成三年四月一日
三次全快堂薬局	三次市十日市南五丁目九番二一号	平成三年五月一日
いまたに歯科	東広島市西条町御菌宇五八九六番地三	平成三年三月一〇日
小浦眼科	廿日市市宮島口一丁目一四番二八号	平成三年四月一日
すずらん薬局阿品台店	廿日市市阿品台四丁目一七番二七号	平成三年四月一日
川根歯科診療所	安芸高田市高宮町川根二四三八番地一	平成三年四月一日